

盛岡広域振興局長告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、安代土地改良区（八幡平市）から役員の就任について次のとおり届出があった。

令和2年4月10日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

理事

八 幡 哲 也 八幡平市石名坂120番地3